

温泉掘削等許可にかかる審査基準

熊本県環境審議会温泉部会

1 掘削基準について

以下の基準が満たされているか審査する。

(1) 掘削深度の基準について

- ① 既存温泉地内においては、周辺の浴用利用の源泉の深度以内とする。
- ② 既存温泉地外かつ10km以内に浴用利用の源泉がある場合はその最高深度以内とする。
- ③ 既存温泉地外かつ10km以内に浴用利用の源泉がない場合は1,200m以内とする。

(2) 増掘深度の基準について

1,200m以内とする。ただし、上記(1)の基準を考慮する。

(3) 埋設管の口径の基準について

温泉を採取する埋設管の内径を100mm以内とする。

(4) 源泉数の基準について

原則として、1施設1源泉とする。ただし、既存源泉の替掘についてはこの限りではない。

(5) 上記(1)から(3)の基準を超える場合は、別に定める「地熱利用にかかる温泉掘削等許可審査基準」による審査を行う。

2 動力装置基準について

(1) 揚湯量の基準について

下記A、Bを比較して、少ない揚湯量が必要湯量となっているか審査する。

なお、必要湯量の上限は原則として300L/分とする。ただし、既存源泉の替掘等に伴う動力の入替の場合は、従来の必要湯量を上限とすることができる。

A 浴槽容積から計算した必要湯量

浴槽水が3時間で1回入れ替わる量を必要湯量とする。

$$V(\text{m}^3) \times 1,000 \div 3(\text{時間}) \div 60(\text{分}) \div 5.56 = A$$

V: 浴槽の総容積

B 揚湯試験から求めた適正揚湯量

① 限界揚湯量に達しないとき

段階揚湯試験の最大揚湯量の80%以下を適正揚湯量とみなす。

$$\text{最大揚湯量} \times 0.8 = B$$

② 限界揚湯量に達したとき

限界揚湯量の80%以下を適正揚湯量とする。

$$\text{限界揚湯量} \times 0.8 = B$$

(2) 動力の選定基準

以下の項目が満たされているか審査する。

- ① 段階揚湯試験（原則５段階以上（最低３段階）とする。）、連続揚湯試験及び水位回復試験を実施しているか。
- ② 適正揚湯量を把握し、その範囲内での揚湯制限を行っているか。
- ③ 動力の選定にあたっては、温泉を地上まで汲み上げるための揚湯に必要な最小限の出力数のものを選択しているか。

3 周辺源泉所有者への説明等に係る審査基準

周辺の源泉所有者又は源泉管理者に対する説明や同意状況について審査する。

また、同意が得られていない場合は、不同意に関する正当性等について審査を行う。

4 周辺源泉の湧出量等への影響に係る基準について

申請資料等から、周辺源泉の湧出量等への影響、その他公益上の支障等が無いことについて、総合的に審査する。

附 則

この審査基準は、平成３１年（２０１９年）４月１日から施行する。